

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社に雇用され、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで、B会社を元請とするC所在のD施設本体建設工事現場において、重機及び発電機の給油作業、汚染水漏れに伴う緊急土木作業等に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、呼吸苦及び胸部違和感を覚え、E病院に救急搬送され、「慢性心不全、陳旧性心筋梗塞」（以下、「本件疾病」という。）と診断され、同年〇月〇日まで入院療養した。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日にF会社に雇用され、同日から同年〇月〇日まで、B会社を元請とするG工事現場において、ダンプカーの運転手として資材運搬に従事していたが、同年〇月〇日、呼吸苦を訴え、同病院に救急搬送されたところ、再度、本件疾病と診断され、同月〇日まで入院療養した。

請求人は、本件疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した本件疾病について、主治医であるH医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨「平成○年○月○日から同年○月○日まで及び同年○月○日から同月○日の2回、本件疾病で当科入院加療歴あり。」と述べ、I医師は、要旨「請求人に発症した疾病は、本件疾病である。」と述べている。当審査会としても、請求人の本件疾病の発症時の状況及び上記医学的所見等に鑑みると、請求人は、平成○年○月○日及び同年○月○日に、本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 異常な出来事への遭遇について

ア ○月に発症した本件疾病の発症直前から前日までの間についてみると、請求人は、発症直前は、自家用車での出勤途中にあり、また、前日は休日であったものであり、当審査会としても、請求人が、「発症直前から前日までの間

において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事」(以下「異常な出来事」という。)に遭遇したとは認められないものと判断する。

イ 次に、〇月に発症した本件疾病の発症直前から前日までの間についてみると、直前は休日の早朝であり、前日は通常どおりG工事に従事していることから、当審査会としても、発症直前から前日までの間において、「異常な出来事」に遭遇したとは認められないものと判断する。

(4) 労働時間の算定について

請求人は、監督署長の労働時間の認定について、B会社が提出した資料のままであり、当該資料に記載されていない業務を行っているとは批判する。

そこで、審査官による労働時間の認定について精査すると、審査官は、B会社から提出された作業日報と請求人が提出した作業日報を照らし合わせ、請求人が作業を行っていたと考えられる時間については、これを算入する旨の修正を行う等、十分検討されていると認められるものとなっており、当審査会としては同認定を妥当なものとして判断する。

したがって、以下、同集計表に基づく労働時間を用いて、労働時間に係る過重性の有無について検討する。

(5) 短期間の業務の過重性について

ア 〇月発症前1週間の労働時間について

決定書に説示のとおり、請求人における本件発症前1週間の時間外労働時間数は11時間であり、短期間の過重業務に就労していたとは認められない。

イ 〇月発症前1週間の労働時間について

決定書に説示のとおり、請求人における本件発症前1週間の時間外労働時間数は3時間30分であり、短期間の過重業務に就労していたとは認められない。

ウ 労働時間以外の負荷要因について

請求人の労働時間以外の過重要因について、一件記録を精査するも、〇月・〇月双方の発症前1週間において、認定基準が負荷要因として十分検討すべきとしている不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、出張の多い勤務、交替制勤務・深夜勤務、作業環境及び精神的緊張を伴う業務のいずれにも従事していたとは認められない。

なお、請求人は、要旨、放射線防護服を着用した状態で、短時間に各所で

給油作業を行って汗だくになった後、土木作業に従事するといった作業実態を踏まえて、業務による負荷を評価すべきと主張する。

この点、WBGT値は、気温、湿度、日射・輻射熱の3要素を取り入れ、『蒸し暑さ』を1つの単位で総合的に表すもので、人が受ける暑熱環境による熱ストレスの評価を行う指標として活用されているところ、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」によると、蒸気不浸透性のつなぎ服着用時のWBGT値の補正值は1.1に達し、相当の影響を与えるものの、蒸気を浸透する性能を有するつなぎ服の着用時のWBGT値の補正值は1にとどまるとされており、請求人が着用していた放射線防護服は、蒸気を浸透する性能を有するものと認められることから、その影響が大きいものと判断することはできない。

また、請求人の主張する給油作業後の土木作業とは、使用済みの袋をたたんで、番号をスプレーでペイントし、片付ける作業であり、運動強度が高いとも言えないものと認められる。

したがって、放射線防護服を着用した状態で、請求人が短時間に各所で給油作業を行った後、その後土木作業に従事したことをもって、過重な業務に従事したとは言えないものであると判断する。

エ 以上のとおり、当審査会としては、請求人が短期間の過重業務に就労していたとは認められないものと判断する。

(6) 長期間の過重負荷について

ア ○月発症前6か月間の労働時間について

決定書に説示のとおり、請求人における時間外労働時間は、本件発症前1か月は52時間、発症前2か月間は1か月当たり69時間53分、発症前3か月間は1か月当たり69時間25分、発症前4か月間は1か月当たり53時間19分、発症前5か月間は1か月当たり43時間21分、発症前6か月間は1か月当たり36時間8分であり、長期間の過重業務に就労していたとは認められない。

イ ○月発症前6か月間の労働時間について

決定書に説示のとおり、請求人における時間外労働時間は、本件発症前1か月は26時間30分、発症前2か月間は1か月当たり21時間、発症前3か月間は1か月当たり22時間10分、発症前4か月間は1か月当たり17

時間であり（発症前5か月間より前は就労していない）、長期間の過重業務に就労していたとは認められない。

ウ 労働時間以外の負荷要因について

請求人の労働時間以外の過重要因について、一件記録を精査するも、〇月・〇月双方の発症前6か月間において、認定基準が負荷要因として十分検討すべきとしている不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、出張の多い勤務、交替制勤務・深夜勤務、作業環境及び精神的緊張を伴う業務のいずれにも従事していたとは認められない。

エ 以上のとおり、当審査会としては、請求人が長期間の過重業務に就労していたとは認められないものと判断する。

(7) 次に、請求人の既往症についてみると、請求人には、糖尿病、高脂血症、高血圧症などの疾病があることが確認され、この点、請求人は、要旨「平成〇年頃、Ⅱ型糖尿病と診断され、治療を受けていた。そのときの主治医の勧めで、平成〇年〇月にJ病院に心臓の検査を受けに行ったが、このときに不安定狭心症、脂質異常症、高血圧症と診断され、カテーテル検査でステント留置手術を受けた。その後、平成〇年〇月に胸の痛みを感じ、K病院に通院していたところ、冠動脈が詰まっており、心筋梗塞と診断されたので、カテーテル手術を受けた。」と述べている。

請求人の本件疾病と既往症との関係について、H医師は、要旨「平成〇年の狭心症及び平成〇年の心筋梗塞の既往症が心機能低下及び心不全症状を再燃させるひとつの要因と思われる。」と述べ、さらに、同医師は、要旨「請求人の本件疾病による入院について、基礎疾患である慢性心不全の発作症状を生じたものと考えられる。」と述べている。

また、I医師は、要旨「Ⅱ型糖尿病、高脂血症、高血圧は、虚血性心疾患である心筋梗塞のリスク因子であり、不安定狭心症、心筋梗塞を発症した。経過とともに、慢性心不全、陳旧性心筋梗塞となったもので、関連性が認められる。自然経過を越え発症したものとは判断できない。」と述べている。

(8) 請求人のその余の主張についても、当審査会として改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

(9) 以上により、当審査会としては、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」

及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、H医師及びI医師の意見のとおり、請求人の基礎疾患である慢性心不全が、自然経過を超えない程度で発作症状を生じたに過ぎないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。